

松原市新社会人応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少・少子高齢化の対策として、新社会人の転入及び定住促進を図るため、市内の民間賃貸住宅に入居する新社会人等に対し、新社会人応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会人 企業等に就業している者、交付対象年度において企業等に就業することが決まっている者又は自ら事業を営む者で、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（以下「学校等」という。）に在籍しない者をいう。
- (2) 民間賃貸住宅等 市内に所在する賃貸住宅（市営住宅等の公営住宅及び社宅、官舎等の給与住宅を除く。）をいう。
- (3) 家賃等 賃貸借契約に定められた賃借料、寮費及び下宿費等定期に賃貸住宅の住居部分について支払う費用をいい、管理費、共益費、駐車場使用料、入寮費、保証金等一時的に支払う費用又は住居部分以外について支払う費用を含まない。
- (4) 入居 民間賃貸住宅等に居住し、その民間賃貸住宅等を住所として当該居住者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の拠点とすることをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 交付対象年度の前年度の3月1日から交付対象年度の9月末日までに本市に転入をした社会人で、学校等を卒業して3年以内にある者
 - (2) 交付対象年度の4月1日時点で年齢が満30歳未満である者
 - (3) 交付対象年度の前年度の3月1日以降に、市内の民間賃貸住宅等に入居し、6月以上継続し、家賃等を支払い、かつ、本市に住所を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 入居している民間賃貸住宅等の家賃等に滞納がある者
 - (2) 契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした民間賃貸住宅等に入居する者
 - (3) 本人又は同居する者のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号

に規定する暴力団密接関係者である者

(4) 過去に本要綱に基づく補助を受けたことがある者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 性別（住民基本台帳に記載された性別をいう。以下同じ。）が男性である者 年額180,000円

(2) 性別が女性である者 年額210,000円

(補助金の受付)

第5条 市長は、補助金の交付希望を、LoGo フォームにて受け付ける。

2 補助金の交付を希望する者は、前項の受付において、次に掲げる事項を、市長に対し明らかにしなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(3) 現に在籍する又は在籍する予定の企業等の名称

(4) 現に在籍する又は在籍する予定の企業等に就業した又は就業する予定の年月日

(5) 本市に転入した年月日

(6) 民間賃貸住宅等の所在地

(7) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約等の契約者名

(8) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約等の契約日

(9) 家賃等の月額

(10) その他市長が必要と認める事項

3 補助金の交付を希望する者は、第1項の受付において、次に掲げる書類を電子化して添えなければならない。

(1) 卒業見込証明書、卒業証明書又は学校等に在籍していたこと及び当該学校等を卒業した日が分かる書類

(2) 企業等に就業していること又は企業等へ就業することが決まっていることが分かる書類

(3) 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書等

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(受付の時期)

第6条 前条の受付の時期は、交付対象年度の前年度の3月1日から市長が定める日までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付希望を受け付けた者（当該市長による受付後、補助金の交付を希望しない旨意思表示した者を除く。）のうち、第3条第1項の要件を満たすこととなったものを申請者（要件該当者）とし、当該要件を満たさないこととなったもの及び当該受付内容の不備の補正に市長が指定する期限までに応じないものを申請者（要件非該当者）とする。

2 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付する者の数を性別ごとに決定

するとともに、申請者（要件該当者）について、第5条の受付の性別ごとの先着順により交付決定を行い、その旨を通知する。

- 3 市長は、前項の補助金を交付する者の性別ごとの数について、第5条の受付の人数により、必要な調整を行うことができる。
- 4 市長は、申請者（要件該当者）のうち受付の順位により補助金の交付を受けられない者及び申請者（要件非該当者）に対し、不交付決定を行い、その旨を通知する。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、当該通知の日から60日以内（交付対象年度の末日が当該60日以内にある場合には、交付対象年度の末日）に、松原市新社会人応援補助金交付請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃等を支払ったことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) 補助金の振込先情報が分かる通帳の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときには、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付申請内容に虚偽があったとき。
 - (2) 本市の住民基本台帳に記載された日から6月以内に市外へ転出したことが判明したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付決定の取消しにつき相当の事由があると認めめたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、交付決定者にその旨を通知する。
 - 3 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて返還を求めるものとする。
（実施の細目）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から実施する。